

会議議事録

(1) 会議の名称、開催日時等

件名	令和5年 第2回 美瑛町立病院運営審議会
日時	令和5年8月31日(木) 午後3時30分 ~ 午後4時40分
場所	美瑛町役場 4階 委員会室
出席者	委員 上村昌規、菅原秀之、村上順子、村上寿裕、山田浩二、井内昭子 町長 角和浩幸 事務局 局長 才川育世、次長 滝沢里志、総務係長 村山美波、医事係長 岸田 大

(2) 議事

議 題	
	1 開 会 2 委嘱状 3 会長及び会長職務代理者の選任について 4 会長あいさつ 5 町長あいさつ 6 議 題 (1) 令和4年度美瑛町立病院事業会計決算報告について (2) 令和5年度美瑛町立病院事業会計7月末経理状況について (3) 美瑛町立病院経営強化プランの策定について (4) 美瑛町自治基本条例に基づく審議会の運用の検討について (5) その他 7 閉 会
議事内容	
事務局	1 開会 只今から令和5年第2回美瑛町立病院運営審議会を開催致します。尚、本会議には、佐藤恵美子委員、村上聡和委員から欠席の報告を受けております。また、菅原秀之委員につきましては、所用によりこの後出席される予定となっております。本日の出席委員は5名で、審議会規則第6条の規定による過半数を満たしており、本審議会が成立していることをご報告いたします。それでは会議次第に沿いまして進めたいと思います。
事務局	2 委嘱状交付 まず始めに委嘱状の交付を行います。任期は令和5年5月1日から令和7年4月30日までです。ここで皆さまにご報告があります。当初、農業委員会からご推薦いただいた方は、谷本憲一様でしたが、7月の農業委員の改選により、農業委員会からの推薦者が上村昌規様になりましたことをご報告いたします。任期は令和5年7月21日から令和7年4月30日までです。それでは委嘱状の交付を始めたいと思います。お名前を読み上げますので、その場でご起立ください。 ～角和町長より出席委員5名に委嘱状交付～ これで委嘱状の交付を終了いたします。

事務局	<p>3 会長及び会長職務代理者の選任について</p> <p>続きまして、3 会長及び会長職務代理者の選任に進みます。最初に、本審議会の会長を決めたいと思います。会長につきましては、従来より、農業委員会からご推薦いただいた委員の方に就任していただいております。よって今回、農業委員会よりご推薦いただいた上村昌規様に就任していただきたいと思います。皆様よろしいでしょうか。それでは本審議会の会長に上村昌規様で決定いたします。よろしく申し上げます。続きまして、会長職務代理者の選任に入ります。会長職務代理者につきましては、従来より、固定資産評価審査委員会からご推薦いただいた委員の方に就任していただいております。よって、今回、固定資産評価審査委員会よりご推薦いただいた菅原秀之様に就任していただきたいと思います。現在ご本人様がいらっしゃらないですけれども、事前にこちらのほうでご依頼をしたところ、ご本人様よりご快諾をいただいておりますことを報告いたします。改めまして、今回、固定資産評価審査委員会よりご推薦いただいた菅原秀之様に就任していただきたいと思います。皆様よろしいでしょうか。それでは本審議会の会長職務代理者には、菅原秀之様で決定いたします。会長に就任いたしました上村様、並びに会長職務代理者に就任いたしました菅原様、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>4 会長あいさつ</p> <p>それでは新しく会長に就任いたしました上村様よりご挨拶をいただきたいと思います。</p>
上村会長	<p>皆さん、本日は大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。また、本日、第2回目の町立病院運営審議会にご出席をいただきましてありがとうございます。谷本前会長は皆さんご存じのとおり、町議になられてですね、農業委員も勇退されたということで、農業委員会の役選の中で、今回、自分自身、職務代理という立場をいただきました。また、今日はですね、皆さん方のご承認をいただきまして、審議会の会長という、本当におそろしい役職をいただいております。この先、自分自身、一杯一杯でどうなるかと心配をしておりますけれども、何とか、各委員の皆さん、そしてまた、事務局の皆さん方のお力添え、お力をかりてですね、スムーズに進行していきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。以上です。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p>
事務局	<p>5 町長あいさつ</p> <p>続きまして、角和町長よりご挨拶申し上げます。</p>
角和町長	<p>皆様改めまして、こんにちは。令和5年第2回美瑛町立病院運営審議会にご参加をいただきまして誠にありがとうございます。そして、ただいま委嘱状の交付をさせていただきました。新たな任期、どうぞ皆様のお力を賜りますよう、心よりお願いを申し上げます。町立病院でございますがいうまでもなく、町民の命を守っていく、最後の大事なとりという位置づけでございます。様々社会情勢が変わっていく、また、コロナ禍など、様々な要因がある中で、病院の運営自体が厳しい状況にあるということは、包み隠さず正直なところでご</p>

	<p>ざいます。しかし、私たちはこの町立病院を守っていかねばなりませんし、それが町民の命と健康を守っていくことに即つながっていくことであると思っております。どうぞ、委員の皆様方のご指導を賜りながら、さらなるよき町立病院になるよう努めてまいり所存でございますので、ご指導賜りますよう、よろしく願いいたします。今回の委員の皆様方には、また格別大事なお役目を負っていただいております。議題の中にも記載をさせていただいておりますけれども、町立病院経営強化プランの策定という項目が入っております。今任期の委員の皆様方に、この経営強化プランについてお話をいただき、ご審議をいただくこととなります。このプランが、これからの町立病院の姿を決めていく、そういう大事なプランとなりますので、ぜひこの部分につきましても、皆様方のお力をお借りいただきますよう、心より願いを申し上げまして、簡単でございますけれどもご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。ただいま、菅原秀之に委員がご到着されましたので、もう一度、委嘱状の交付をお願いいたします。その場でご起立ください。よろしく願いいたします。</p> <p>～角和町長より菅原委員に委嘱状交付～</p>
事務局	<p>あと、先程ですね3番の次第のところ、会長及び会長職務代理者の選任ということで、菅原秀之様につきましては、職務代理者ということで皆様のご賛同いただきまして、決定いたしましたのでご報告いたします。よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>6 議題</p> <p>次に6. 議題の審議に移りたいと思います。進行は上村会長にお願いしたいと思います。上村会長よろしく願いします。</p>
上村会長	<p>これより、議題に入ります。議題第1号「令和4年度、美瑛町立病院事業会計決算報告について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは令和4年度美瑛町立病院事業会計決算報告につきましてご説明いたします。資料1の1ページ目になります。事前に議案をお送りしておりますので、要点のみ申し上げます。1の総括事項についてですが、令和4年度は、医業収益が、入院収益、外来収益ともに前年を下回っています。主な要因としては、前年に引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応とともに、新型コロナワクチン接種を中心とした業務となったことから、一般診療の休止など、診療体制の変更があったこと、また、院内感染防止のための来院控え、常勤医師の年度途中の退職の影響を受けたこと。また、医業費用については、業務委託内容の根本的な見直しなど、経費削減の継続を行ってまいりましたが、燃料費の高騰などにより、支出削減には至りませんでした。この結果、令和4年度の第3条予算、収益的収支の損益では、総収益11億193万円、総支出11億4705万3000円となり、4512万3000円の純損失となりました。第4条予算資本的収支では、資産取得として、CT装置及び医事システム等の更新、また、企業債の償還を行っています。次に2ページ、2番の利用状況です。病院利用者数は入院外来合わせて</p>

延べ4万2228人で、前年度比6077人の減、減少割合は12.6%です。入院患者数は延べ1万1996人で、前年度比2725人、18.5%の減。外来患者数は延べ3万232人で、前年度比3352人、10%の減となりました。利用者1人1日当たりの収益は、入院が前年度より1253円増の2万3346円、外来は438円増の7155円となっています。続いて3番の経営状況については、先ほどの総括事項でも触れましたが、収益的収支の損益では、4512万3000円の純損失となり、総収支比率は96.1%となりました。以下、①、収益的収入及び②、収益的支出については説明を省略し、3ページ、③、資本的収入及び支出において、収入合計は8513万2000円、支出合計は1億9326万5000円で、支出額に対し不足する額1億813万3000円については、当年度消費税資本的収支調整額260万4000円、並びに過年度分損益勘定留保資金1億552万9000円で補填しました。続いて、4番、経営指標に関する事項です。4ページ、最後に、経営指標の推移を掲載しておりますが、令和4年度につきましては、先ほど申し上げた複数のマイナス要因により、それぞれ落ち込みがあらわれています。特に1番下の病床利用率については、現在98床あるベッドがどの程度活用されているかをあらわした数字になりますが、令和4年度については、33.54%で、6割以上が空きベッドとなっている状態状況です。5ページにつきましては損益計算書となりまして、1ページから3ページまでが、1000円単位での記載となっておりますが、こちらは1円単位での決算額となっております。ここの説明につきましては前のページまで書いてあるとおりとなっておりますので省略をさせていただきますが、1番下の部分ですね、当年度の純損失額が4512万3023円。前年度までの繰越し欠損金が1億491万6788円ありましたので、4年度末の未処理の欠損金については、1億5003万9811円となっております。続いて6ページ7ページをお開きください。こちらが貸借対照表となっております。資産の部固定資産の合計が15億1270万681円。流動資産が現金預金6438万8056円、未収金が8375万8941円、貸倒引当金がマイナス1000円、貯蔵品が454万8022円で、合計が1億5269万4019円となっております。今、こちらの流動資産の現金預金につきまして、例年ですと1億円ほど毎年繰越してきておりましたが、収益の減少とですね、あと収益の減少によりまして今年度は4000万ほどの繰越金という形でかなり少なくなっておりまして、令和5年度の期首については大変厳しい状況でのスタートとなっております。資産の部全体の合計は16億6539万4700円です。続いて負債の部、固定負債につきましては、償還が2年以上先となる企業債、流動資産については、令和5年度に償還予定の企業債となりまして、金額については書いてあるとおりとなります。未払い金未払い費用につきましては、こちらは費用計上によるもので令和5年度の4月に全て支払いを終えております。賞与等引当金については今度令和5年の6月に支払う分の引当金となっております。預り金は、所得税雇用保険等職員から預かっている金額で313万9075円、流動負債の合計は、1億9378万3227円となっております。繰延収益の合計は5億9165万8406円で、負債の全体の合計は12億4435万4868円です。続いて資本の部、資本金については前年度から変更はありません。剰余金の寄附金につきましても、前年前年度と同額となっております。利益剰余金につきましては減債積立金588万円に当年度の未処理の欠損金、1億5003万9811円を足しまして、利益剰余金の計はマイナス1億4415万9811円となりました。資本の合計は4億2103万9832円で、負債と資本の合計は資産の合計と同じ16億6539万4700円となっております。続いて、8ペー

	<p>ジのキャッシュフロー計算書です。こちらについては業務活動、投資活動、財務活動別の現金の動きとなっております。1番下資金の部分ですが、残高ですね、貸借対照表で説明しましたとおり業種、医業収益の減少によりまして、期首の令和4年の4月1日にですね1億481万1243円あった現金残高は、令和4年度末までに4042万3187円減りまして、令和5年度へ繰り越す金額は6438万8056円となっております。9ページから11ページにつきましては令和3年度決算額との比較となりまして、説明については省略をさせていただきます。以上です。</p>
上村会長	<p>これより、議題第1号について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。</p>
上村会長	<p>無いですか？ 無いようですので、以上で議題第1号を終わります。</p>
上村会長	<p>次に、議題第2号「令和5年度美瑛町立病院事業会計7月末経理状況について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>令和5年4月1日から7月31日までの経理状況となります。4か月間の累計につきましては、入院収益が9626万6176円、外来収益が7224万7594円。その他医業収益が720万5700円、医業外収益が1億8194万651円で、病院事業収益の計は3億5766万121円となりました。入院収益につきましては前年度比でいきますとマイナス398万6890円、外来収益についてはマイナス149万3793円の減となっております。病院事業費用については、給与費が1億9340万1819円。材料費が2449万9247円。経費が7694万6315円。2ページに入りまして、公債費が11万1848円、研究研修費が17万7550円で、費用全体の支出は2億9513万6779円となっております。給与費が職員の異動と医師の変更による給与支給額ですとか、法定福利費の減少によりまして前年度比マイナス724万5963円。経費が委託業務の見直し等を行ったことによりまして、前年度比マイナス100万588100万5827円。その他の費用につきましては、おおむね前年度と同額の支出となっております。7月末現在の総収益から費用を引いた額はプラス6252万3342円となっております。続いて、3ページの資本的収支です。資本的収入につきましては今年度購入した医療機器に係る町からの負担金990万円。資本的支出は除細動器と内視鏡スコープ購入のための822万2500円を支出しております。その他ですね今年度予定している機器としましては、薬局調剤支援システムや検査データ管理システム、それから、施設の設備として、空調設備の更新工事を行っておりましてそちらを資本的支出から、今後支出する予定となっております。7月末までの経理状況は以上です。</p>
上村会長	<p>これより、議題第2号について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。</p>
上村会長	<p>無いようですので、以上で議題第2号を終わります。</p>

上村会長	次に、議題第3号「美瑛町立病院、経営強化プランの策定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは、美瑛町立病院経営強化プランの策定についてご説明いたします。それでは資料3をご覧ください。資料3がプランの概要、1枚めくっていただきますと、プランの本文が、この後14ページございます。今回策定しました、美瑛町立病院経営強化プラン（案）につきましては、令和4年3月に示された公立病院経営強化ガイドラインを踏まえて、令和5年度中に策定をするものです。経営強化プランの概要をA4、1ページにまとめましたので、こちらにより説明したいと思います。よろしくをお願いいたします。本プランは、6項目の視点から策定しており、近年、町立病院では、来院者数の減少、病床利用率の低下、建物本体及び設備の老朽化などで、経営が圧迫されていることから、早急な改革が必要となっています。このことから町民の負担と上川中部圏域での役割を踏まえて、病床数の整理削減を基礎案とした経営強化の協議を進めていくものです。1点目の医療圏における機能の最適化と連携です。ここで言う医療圏の範囲ですけれども、美瑛町は上川中部圏域に属しておりまして、旭川市のほか、上川中央部8町、幌加内町を合わせた1市9町で構成されています。この中で、当院の果たすべき役割として町民の一般医療、及び、24時間体制での救急医療の対応に努めているところですが、高度医療・専門医療の提供は旭川市、慢性期の医療は当院と実質的に役割分担が出来る状況であります。このような状況を踏まえて、不採算地区病院である当院が、令和9年度までに、安定した経営を実現するための対策として、病床の使用実績の推移を注視し、病床削減の実質的な協議を進めるものです。特に、高齢化に伴いまして、当院での患者の多くを高齢者が占めている現状を踏まえ、町民のかかりつけ医として、定期受診から、救急対応を包括する総合的な受皿として、不可欠なインフラであることから、高度な医療や専門的医療を必要とする患者様に対しては、必要とされる医療を提供できる医療機関へつなぐ役割も、機能分化として、当院が担うべき大きな役割であると考えます。こちら本文のほうは、3ページから5ページに記載しております。続いて概要の2点目の、医師を含むスタッフの確保及び働き方改革では、持続可能な地域医療を提供するためには、医療スタッフの確保が前提となりますが、医師については、常勤医師、現在4名、嘱託医が1名のほか、旭川医科大学から医師の派遣をいただいております。この連携維持により、当院の診療科の確保及び宿日直業務が維持されている状況であることから、今後も旭川医科大学から、非常勤の医師派遣を受けることは必須であり、連携強化に努めていきたいと思っております。また看護師、技師などの医療スタッフ確保については、年代の平準化を目指した計画的な採用に努め、看護助手、医療事務については待遇面の見直しやキャリアアップ研修の実施等を進めていきます。医師の働き方改革への対応については、常勤医師の確保に加え、タスクシフティングの運用により、医師の業務集中の軽減に努めていきます。素案については、5ページから7ページに記載しております。3点目の効果的なインフラの維持整理では、現在、当院の具体的な建て替えの計画はありませんが、インフラ長寿命化計画に基づきまして、計画的に設備修繕を実施し、また病床数の協議を進める中で、余剰スペースの有効活用を軸に整理を進めていく考えです。このほかマイナンバーカード保険証の導入など、新制度への的確な対応に努めます。本文は7ページから8ページに記載をしております。続いて、4点目の新興感染症拡大時の対応と平時の機能整備では、新型コロナウイルス感染症対策において、一般患者との動線を分けた発熱外来専用室の設置、オンライン診療などの</p>

対応を行い、5類引下げを受け、感染症対応病床4床を設置しており、こうした実績を踏まえて、今後においても、医療感染対策委員会を中心に、公立病院としての役割を果たしていく必要があると考えています。本文については、8ページに記載をしております。5点目の運営形態の見直しでは、従来までの改革プランにおいて、今後選択可能な五つの経営形態を挙げておりますが、これまでと同様、地方公営企業法の一部適用を維持し、事業形態の見直しを図ることが最も現実的と考えられ、運営形態の見直しの視点からも、病床数の削減が、現段階における効率化を図るための方策と考えています。本文は、9ページから10ページに記載をしております。最後に、6点目の持続可能な病院の構築では、一般会計における経費負担の考え方として、過疎地域における医療提供を担う自治体病院としての責任を果たすため、繰り出し基準に基づきその費用を一般会計で負担していますが、安定した病院経営構築のために不可欠なものであり、今後も安定的な確保が必要であると考えます。一方で診療報酬を財源に、運営に当たるべきものであることを踏まえ、コロナ禍の入院受入れ制限から、コロナ後の入院受入れ数の増加への転換、この他、観光客の回復に伴い、増加する外国人患者の対応など、接遇研修の実施などにより、患者サービスの向上を図ります。以上6点を踏まえて、今後、美瑛町議会への報告などを経て、令和5年度の10月をめどにプランを確定させる予定です。以上が、このプランの概要になりますが、今回、委員が変わられて最初の審議会でもありますので、なかなか理解が難しい部分もあったかと思いますが、さらに簡単に要約をしますと、まずこのプラン自体は、総務省から示されたガイドラインがありまして、それに沿った形で経営強化プランを今年度中に策定しなければならないことが1点。さらにこのプランをもとに、今後、地域に求められる病院機能の在り方について、今後具体的な検討を始めていくもの。そして、町立病院は広く町民の方が利用する町の医療機関であるため、町民皆様の理解を得ながら、今後、計画の推進に取り組んでいくものとなります。今後の検討段階において、具体的な部分、先ほどから出ている病床数の削減等、例えば減らした場合の空きスペースの活用ですとか、あと、今の病院が平成10年に建てておりますので今後、大規模改修等の検討も入っていくかと思いますが、例えばそういう具体的な部分の検討に入る段階においては、運営審議会委員の皆様のご意見をお聞きしながら、また、必要に応じて、町民の皆様にアンケートを実施するなど、皆様の理解を得ながら、計画の推進に向けて取組みたいと思います。以上で説明を終わります。

上村会長

これより、議題第3号について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

委員

質問っていうわけじゃないですけど、外国人観光客がかなり来られていると思うんです。先ほどの説明の中に外国人患者対応ということを謳っているんですけども、去年の11月からの今年にかけての、外国人の患者というか、何件かあったって私聞いたんですけども、何か外国語で対応出来たのかどうなのかなっていうのと、どれぐらいの方が事故を起こしたり、病院のほうに罹られているかなっていうところ、ちょっと分かっている範囲でお聞きしたいなど。

事務局

今の質問のまず、人数ですけども、ちょっと細かい人数までは、ちょっと資料を持ってきていないので、お答えは出来ないですけども、大体10人前後、去年の11月からですね、外国人の、いわゆる日本に住んでいる外国人ではなく、観光客として、期間的に短期的に訪れている外国人の患者さんの受診がありました。基本的にはですね、もし、付添いの方、旅行会

	<p>社の付添いの方だとかで、通訳が可能な方がいれば、その方を通してということで問題なく対応が出来ているんですけども、全く日本語がしゃべれない状態でこられたときは、今だと、iPadの中に翻訳機能がついたアプリみたいなものを準備しております、そちらを開いて、そのiPadを通して、日本語を、例えば中国語に翻訳して会話を成立させるというような、対応の仕方、今のところは、特段問題なく、出来ているかなというところです。医療中、診療中の一応ですね、電話サービスで年間50件までは、無償でサービスが受けられるんですけども、電話を通して、通訳していただけるという、サービスも、使用しております、そちらはですね、年間50件には満たない使用数ですけども、そちらも使用しながら、医療行為、診療行為は行っているというような対応の仕方、説明させていただきます。</p>
<p>上村会長</p>	<p>よろしいですか。 他に質問はありますか。</p>
<p>委員</p>	<p>今のちょっと外国人に関連してなんですけども、ちょっとまず今の部分を置いて、多分、けがの大小によると思うんですけども、例えば大きい怪我があった場合、多分、僕の勉強不足だともちょっとわかんないけど、多分10割負担になるとは思うんですけども、その場合、多分手持ちのお金がないと、後日っていうことになった場合、帰国された場合の、資金回収の面というのは何か担当で対策等があるのかそれとも何か保険等、もしくは国が何とか保障してくれるのかという点と、今報告ありました10件についての資金回収はしっかり出来ているかという点をお聞きしたいんですけども、よろしく願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず、10件の回収率は100%で問題なく回収が終わっております。ただですね、時間中の受診であれば、その場で計算をして、先ほど説明させていただいたとおり、翻訳アプリ等で会話を成立させながら、手持ちのお金でお支払いをいただきます。委員おっしゃっているとおり、保険がないので、10割の、かなり高額な金額にはなるんですけども、今現在、美瑛町立病院は現金のみのお支払いになりますので、必ず、手持ちの現金を確認させていただきながら、診療に移るといったようなことはさせていただいております。ただ、休日、時間外になりますと、会計窓口が停止しておりますので、基本的にはまず、診療費の計算が出来ません。なので、今、4万円という定額の料金を設定させていただいて、診療内容に限らず、まずは4万円の手持ちの現金があるかを確認させていただいて、その4万円お支払いいただいてから、診療に移るといったような流れで時間外、休日については対応させていただいております。実質4万円を超えることも考えられるんですけども、他の外国人、受診外国人患者の平均を取ったときに、4万円を上回ることは、過去の2年間の実績から考えられないというところで、4万円という設定をさせていただいております。ただ、ここについてはですね、今後も実際の診療費等をお支払いいただいた4万円との差額の実績をつけさせていただいて、その都度、ちょっと審議していかないといけないところかなというふうに考えております。以上です。</p>
<p>委員</p>	<p>説明ありがとうございます。ちょっと何点かあるんですけども、まず、カードが使えないというのはちょっと結構、旭川は比較的どこの一応病院に行ってもカード使えるので、今のこの中でちょっとカード使えないのは、あれなのかなと。ちょっと別の案件ですけど、できれば美</p>

瑛町立病院もカードなり、もしくはQRコード等の決済出来たらいいのかなと思います。あともう1点、今の4万円という点についてなんですけども、やはり町立病院といえども今、特に美瑛なんかは、観光の町っていうふうに入っていますし、今、ご存じのとおりインバウンドがたくさん入ってきています。例えばそんな中で手持ちがなくて4万円だから医療が受けられないってなると、もしもそれが外国人の中で広まって、美瑛でけがしても、ちょっと治療を4万円ないと治療してもらえないよっていうのがあれば、美瑛に行くのをやめようかっていう判断、これ医療とは関係ないんですけどもそういうようなことちょっと危険性もありますんで、例えば4万円なくても、しっかりとした医療が受けられる体制と、あと、しっかりした資金を回収する、方策等をやっぱりしっかりしないとやっぱりちょっと外国人の対応は難しいのかなと思いますのでご検討のほどよろしくお願ひいたします。

事務局

まず、カードの利用の件ですけども、ご指摘のとおりで、今の時代どこでも、カードは使えて、QRコードを使えるものも当然あるんですけども、実は過去の経緯として、過去1度、クレジットカードを導入したことがあります。ただ、そのときは外国人の方に限定して利用を可能とした経緯がありまして、現金の持ち合わせがないですとかカードだと間違いなくいただけるというところがあったんですけども、一般、私たちみたいに一般の患者まで、範囲を広げなかったという、当時はそういう判断だったんですけども、当時の理由としては、やはりそのカードを入れると、やはり、利用金額に対しての手数料が何%かそれぞれかかるので、病院の経営上それが増えると、圧迫するっていう部分があったので当時は、外国人に限定してということで導入した経緯があります。平成25年から令和3年度、つい最近まではあったんですけども、ただ外国人に限定したことで、取り扱っているカード会社から、実際の利用件数がほとんどないので、採算がとれないので、お断りをされたという経緯で一度終わっているんですけど、ちょうど今年度また話が院内でいろんな委員会を持っているんですけども、やはり同じような意見で今この時代にカードを使えないのは、っていうところで、利用者の患者様のサービスの向上という部分でも、カードをつけたいということで、お話ありましたので、予算の中でも、今後、その部分が復活できるような形で、次年度予算に向けてお話をさせていただいているところです。はい。4万円の部分もそうなのでそちらにも関連するんですけども、カードが導入できれば一定額であっても、現金がなくても、カードができれば、休日の部分の対応もある程度可能になるかなと思いますので、合わせて検討していきたいと思っております。

委員

ありがとうございます。あともう1点よろしいでしょうか。この経営強化プラン見ると結構コスト削減的なものがメインでして収益面に対して外国人の対応ってこともあるんですけども、私ちょっと旭川に医療関係者にまして、結構旭川は美瑛から医療関係者、患者さんが結構来ているっていうお話をよく耳にいきますし、私の、そもそも大昔今ちょっとないんですけどもそれもやっぱり美瑛じゃなくて、旭川に通っていたんですよね。やっぱりそれってやっぱりこう何か、何でかなって考えたら多分、待ち時間だとか、その他の問題もあると思うんですけどもやはり、外国人だけじゃなくて今この美瑛町に住んでいる、高齢者含めて、患者さんですかね。そういうたちが美瑛の町立病院を、やはり利用しやすいっていう面も考えていかないと、なかなか、幾らコスト削減しても、収益面を伸ばさないと。やっぱりなかなか今後経営は難しいのかなと思いますので何か、それについて対応策今あれば、お答えください。よろしくお願ひ

	たします。
事務局	<p>今のご指摘も本当にそのとおりだと思っております。ハード的な部分、体制ですとかそういった部分は、当然コスト削減は必要なところで、そういった部分での改革も必要ですけども、今おっしゃられたとおりに、患者様いろんな病院見えていますので特に旭川には大きな病院ありますから、全体的な傾向として、やっぱり大きな病院を選ぶような傾向にはあるんです。全般的にこの、先ほど申し上げた上川中部圏域全体が、そういう傾向にはあるんですけども本来は、地域の病院でも対応できるような診療でも、やっぱり大きいとこに行ってしまうというような傾向は全体的にある中で、やはり患者様に選ばれるような病院になるためにはやっぱり内部的な、その接遇であったり、そういった部分の改革は当然必要で、今後も継続していかなければいけない部分かと思っておりますので、このプランの中でもそうなんですけども、そういった部分は両面合わせてですね、やっぱり選ばれる病院で、身近な病院ですからやっぱり、いろんな評判というのはやっぱりそれぞれありますけども、そういったなかなか悪い評判ってすぐ広まってしまうと思うので、それが全てではもちろんないんですけども、やっぱりそういうことを経験される方が身近にいらっしゃると、ちょっと足が遠のいてしまうというところもあるかと思っておりますので、そういった部分で、接遇の部分の向上を今後、含めて、図っていきたいと思っております。</p>
委員	<p>ご説明ありがとうございます。ここにいる委員会だと事務局さん、皆さん含めまして何か、経営強化プランをつくっていきたいと思っておりますので皆様ご協力よろしく、よろしく願いいたします。以上でございます。</p>
上村会長	<p>ありがとうございます。ほかに。質問ありませんか。大事な経営強化プランなので、簡単なことでもいいので、出してもらえればと思っておりますけども。</p>
委員	<p>ちょっとお聞きしたいんですけど、事務局のほうと、医師との意思疎通というか、お話し合いが密にとれるようになっているのでしょうか、ちょっと聞きたい。</p>
事務局	<p>事務局と医師との意思の疎通ですね、当然業務上、接する機会もありますし、当然それぞれの役割、係それぞれでありますので、医事係であれば、実際の業務の診療内容であったり、いろんな証明書の関係であったりありますし、それぞれの係でそれぞれ接する機会はあるんですが、意思の疎通というところでいけば、当然取れていると私は認識しておりますが、あれですかね、何か、特段問題はないかと思っておりますが。身近な常勤者は特に身近な存在ですので、そうですね、そのほかに旭川の医大から派遣されているお医者さんもいらっしゃいますが、定期で来られる方については毎週こられますし、皆さん含めて、意思の疎通はとれているかと理解をしております。</p>
委員	<p>実はですね、文書の部分で、文書がなかなか、医師と、それから、事務局との疎通がなかなかいなくて、1か月ほっておかれたことがあるんですね。で、道のほうに出す書類だったものですから、だからそういう、なかなかそういうことがないのかなと。旭川だったら、極端な</p>

	<p>話。その日に書いていただいたということがあったんですね。だから、どうなのかな、どうなっているのかなっていうふうに思ったものですから、いや、今後町民の方に、あんまり迷惑のかからないようなことにしていきたい。特に、お年寄りや、亡くなる方はいないかと思えますけれども、それは分からないことで、だから、1週間以内に、結局、なくなっちゃったっていう方も、現実には、私が、そういう目に遭っているのだから、そういうことのないように、即対応でなるべく早く、来ていただきたいものだなっていうふうに思います。よろしくお願いします。</p>
事務局	<p>今、多分お伺いしたお話で、想像になるんですけども、何かあれですかね証明書のなものでそれを医師の署名なり書いたものを、事務局通じて、先生の証明をいただいて、それをもって道やどちらかへ提出をしなければいけない書類ってということですね。その流れの中で、ひと月ぐらい、お願いしてから期間がかかったということでしょうかね。分かります。通常であれば多分1か月もかかる話ではないと思いますので、その部分事実として今お伺いしましたので、今後そのようなことがないように、改善はしていきたいと思います。</p>
上村会長	<p>よろしいですか。 ほかに質問はないでしょうか。無いようなので、以上で議第3号を終わります。</p>
上村会長	<p>次に、議題第4号、美瑛町自治基本条例に基づく審議会の運用の検討について、を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議題の4、美瑛町自治基本条例に基づく審議会の運用の検討について説明させていただきます。資料の方は4番になります。令和5年4月1日より、美瑛町自治基本条例が施行されております。目的としましては、美瑛町の自治に関する基本原則と基本原理を定め、町民の権利及び役割、並びに議会及び行政への責務を明らかにするとともに、議会、行政及び地域社会の自治の推進に関する基本的事項と仕組みを定めることによって、町民主体の自治を実現することを目的とします。となっております。その中で資料のほうに抜粋しておりますが、会議の公開としまして条例の第12条第2項、行政は附属機関及びこれに類するものの会議を町民に公開します。並びに、条例の第12条第3項、議会及び行政は、前2項で規定する会議を公開することが適当でないとき認められるときは、非公開とすることが出来ます。とあります。町民への情報提供や、町民との情報共有を図る、というのが趣旨であり、条文中の附属機関及びこれに類するものに、この町立病院運営審議会が該当することとなります。美瑛町立病院運営審議会規則におきましては、資料に抜粋しておりますが、規則の第11条に、会議録の作成の条文があり、このように会議が開催された際は、作成し、保管しております。この会議の公開方法としましては会議の傍聴ですとか、会議録の公表がございしますが、これまでに会議の公開、会議録の公表どちらも行ったことはございません。事務局の考えとしましては、会議につきましては、これまでと同様に、公開するようなことは考えてはございませんが、会議録につきましては、個人の審議事項ですとか、また審議途中などで誤解を招く段階のような場合を除き、公表しても、特に問題ないのかなと、いうふうに思っております。この会議の公開と、あと会議録の公表に関しまして、委員皆様のご意見や、お考えを伺えればと思います。以上で説</p>

	明を終わります。よろしくお願いいたします。
上村会長	これより議題第4号について質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
上村会長	それでは無いようなので、議題第4号について承認としてよろしいでしょうか。
各委員	はい
上村会長	ありがとうございます。 議題第4号については、承認として、以上で議題第4号を終わります。
上村会長	議題第5号、その他について、事務局から何かありますか。ありましたらご説明をお願いいたします。
事務局	ありません。
上村会長	全体を通じて、皆さんのほうからご意見等ありましたら、よろしくお願いいたします。
委員	今回のこの会議のね、あれが非常に、いつも読んでいてすごく簡単に聞きたいなと思うところも、なかなか聞けなかったんですけど、今回のこの議案を見て、すごく内容がきちっと分かりやすくあったので、非常に私は今回質問しなくても大丈夫かなというふうに思ったぐらい、非常に明確にされていました。ありがたいなというふうに思います。で、町民の方にこういうことをやっているよということを知らせるのであれば、今回は別にいいじゃないかというふうに思います。それと、やっぱり、町立病院っていうのはやっぱり、この道北の中で中核を担っていると先ほどもおっしゃいましたけど、そうだと思います私もね。だから、何だろなあ、やっぱり命を守る、ということをや1番大前提として、まず一つ聞きたいのと、それと、心配り、そういうものが、こういう中核の病院としては、やっぱり必要じゃないかなというふうに思うんです。だからその、そこが大きな病院と違うところかなあと思って。そうすると気軽にとは言いませんけど、やっぱりそういうところがあれば、病院行ってくるよということと、連れてってということもできる。これからの高齢化の中で、やっぱり、病院に通うということが非常に、ハイヤーに乗れば1番早いんですけど、なかなかそうもいかない。子供たちも仕事をしていますので、なかなかそういうバランスがとれないというところもあるので今後、命を守るという部分で、早々、命に即、関わることはないでしょうけども、でも、1年に1回か2年に1回ぐらいあると聞いておりますので、そういうところからしても、お年寄りが急に、やっぱり、子供さんとかっていうのは本当に急に悪くなったりよくなったりするのがありますので、そこら辺を今後、どういうふうにしていけばいいのかなというふうな、自分なりに考えているんですけど、なかなかその一体化というか、皆さんにどういうふうにしたら1番いいことかっていうのがなかなか出てこないな。町立病院だけでは出来ないし、そうかといって、個人個人でできる問題でもないし、行政で全部できるかというところも出来ない。今後の課題としてはやっぱり、そういう中核としての命を守るということをや、やっぱりお話を皆さんでして、

<p>事務局</p>	<p>いい方向に向いていけたらいいな。命は一つしかありませんので、そのところをやっぱり、町立というのはいやっぱ目配り気配りが利くよねって言われるような、先ほどもちょっと言いましたけど、やっぱりそういう連携プレーがあれば、簡単なことなただけれども、なかなか、それを町民の方が言えない。言えるようになれば1番いいかなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>感想とご意見等ありがとうございました。そうだなと思いながら納得して聞いておりました。今回このプランに関しては、作る背景としては当然そのガイドラインに沿った形っていうのがまず1点ありますけども、そのプランの中で示している病床数の削減、基礎案というところなんですけど、そこに削減ありきではないんですが、これが課題として上がった背景として、2年後の2025年に、団塊の世代と呼ばれる方たちが皆さん75歳を迎えます。皆さんご存じかと思うんですけども、ちょうど人口的にも高齢者がピークになる年で、逆に言いますとそこを境に、以後は、人口が高齢者、高齢化率は上がりますけども、人口総体としては右肩下がり減っていくという中で、病院のベッドの病床数の機能の部分も、先ほど申し上げた上川中部圏域、今現在、持っているベッド数の総数と、2025年に必要であろうという試算をした病床数が、より今現在のほうがかなり多い状況になっておまして、先ほど申し上げたそれぞれの病院の役割ですとか機能とかあると思うので、そういった部分を踏まえて、上川中部圏域といっても旭川と美瑛では全然状況違いますし診療所といってもまた変わるとお思いますので、削減ありきではないんですけども、それぞれの病院のキャパに合わせたベッド数を、一つの基礎案というところで、そこからいろんな部分を改革といいますか、見直しをしていこうというのがこのプランの趣旨になるのかなと思っております。そういった中でいろんな当然病院ですから、人口が減っていく中で、当然利用される方も右肩下がり減っていくのは当然予想されるんですけども、やはりその中で、いかに来ていただくかというのが大事かとお思いますので、来ていただかないことには収益にもつながりませんし、経営が成り立ちませんので、過疎地ですから条件的には悪いのは当然なんですけどもその中でも、ただ病院がないわけにはいきませんので、どういった形で今後、うちの病院を維持していくかというのが大事なところかなと思っておりますので、そういったところを踏まえて今後、皆さんのご意見をいただきながら、プラン、計画を、進めていきたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。</p>
<p>上村会長</p>	<p>他に皆さんから何かありませんか。</p> <p>無いようなので、以上で本日の議題の審議は全て終了いたしました。これで令和5年第2回美瑛町立病院運営審議会を閉会いたします。</p> <p>令和5年9月5日</p> <p style="text-align: right;">美瑛町立病院運営審議会 会長 上村昌規</p>